

岩手県国土強靱化地域計画検討会議設置要綱

(目的)

第1条 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(平成25年法律第95号)第13条に基づく「国土強靱化地域計画」の策定に当たり、様々な分野の関係者から幅広く意見を聴取するため、岩手県国土強靱化地域計画検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(協議及び検討事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について、協議及び検討を行うものとする。

- (1) 国土強靱化基本法で規定する「国土強靱化地域計画」に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、「国土強靱化地域計画」の策定に関し必要な事項

(構成)

第3条 検討会議は、別表1に掲げる委員により構成する。

- 2 検討会議に、オブザーバーをおく。
- 3 オブザーバーは、別表2のとおりとする。

(座長及び副座長)

第4条 検討会議には、座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員が互選する。

(運営)

第5条 検討会議は、必要に応じ開催するものとし、岩手県政策地域部長が招集する。

- 2 座長は、検討会議の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が不在のときは、その職務を代理する。
- 4 座長は、必要と認める場合には、検討会議に第3条に定める者以外の関係者を招集することができる。

(任期)

第6条 委員及びオブザーバーの任期は、委嘱の日から「国土強靱化地域計画」の策定までの期間とする。

(事務局)

第7条 検討会議の事務は、岩手県政策地域部政策推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月25日から施行する。

岩手県国土強靱化地域計画検討会議委員・オブザーバー名簿

別表1(第3条関係)

(敬称略)

	職 名 等	氏 名	分 野
1	国立大学法人岩手大学 地域防災研究センター センター長	南 正 昭	学識者
2	公立大学法人岩手県立大学 総合政策学部 教授	伊 藤 英 之	
3	岩手県市長会 事務局長	東 藤 郁 夫	行 政 (市町村等)
4	岩手県町村会 事務局長	向井田 敏 宏	
5	盛岡地区広域消防組合消防本部 消防次長兼警防課長	金 子 和 幸	
6	東日本電信電話株式会社宮城事業部岩手支店 災害対策室長	菊 池 強	ライフライン
7	東北電力株式会社岩手支店 企画・総務部長	菅 野 祐 司	
8	一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会 専務理事	佐 藤 次 夫	
9	一般社団法人岩手県医師会 常任理事	和 田 利 彦	医療・福祉
10	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 専務理事兼事務局長	古 内 保 之	
11	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社 安全企画室長	獅子内 清 悦	交通・物流
12	東日本高速道路株式会社東北支社盛岡管理事務所 所長	伊 藤 憲 和	
13	公益社団法人岩手県トラック協会 専務理事	佐 藤 耕 造	
14	日本放送協会盛岡放送局 放送部長	松 本 浩 司	情報通信
15	岩手県農業会議 会長	佐々木 和 博	土地利用
16	一般社団法人岩手県建設業協会 専務理事兼事務局長	佐々木 幸 弘	社会資本整備
17	岩手県商工会議所連合会 県連事務局長	猿 川 毅	地域経済
18	岩手県商工会連合会 事務局長	熊 谷 敏 裕	
19	特定非営利活動法人いわて地域づくり支援センター 事務局長	若 菜 千 穂	地域コミュニティ
20	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会 事務局長	梶 田 佐知子	

別表2(第3条関係)

(敬称略)

	職 名 等	氏 名
1	総務省東北総合通信局 総務部総務課長	山 田 峰 郎
2	経済産業省東北経済産業局 総務企画部総務課企画室長	藁 谷 尊
3	農林水産省東北農政局 整備部設計課長	石 井 克 欣
4	農林水産省林野庁東北森林管理局 総務企画部企画調整課長	川 原 聡
5	国土交通省東北地方整備局 企画部企画課長	佐々木 昇 平
6	国土交通省東北運輸局 総務部総務課長	木 村 和 博
7	国土交通省気象庁盛岡地方气象台 防災管理官	藤 原 政 志